

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）の一部改正新旧対照表

現行	改正後								
<p>別表1（第3条から第5条関係） （略）</p> <table border="1" data-bbox="109 288 1084 584"> <tr> <td>事業の内容</td> <td>次世代バス、タクシー、トラック関連設備の導入</td> </tr> <tr> <td>補助金交付申請要件</td> <td> 1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金^{（注1）}の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること。 </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>（注1）国の補助金は、<u>以下に掲げるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>環境省環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業、商用車の電動化促進事業、若しくは、脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち水素活用による運輸部門の脱炭素化支援事業</u> ・<u>国土交通省令和4年度補正予算自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）</u> ・<u>経済産業省グリーンイノベーション基金（スマートモビリティ社会の構築）</u> 	事業の内容	次世代バス、タクシー、トラック関連設備の導入	補助金交付申請要件	1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金 ^{（注1）} の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること。	<p>別別表1（第3条から第5条関係） （略）</p> <table border="1" data-bbox="1122 288 2096 584"> <tr> <td>事業の内容</td> <td>次世代バス、タクシー、トラック関連設備の導入</td> </tr> <tr> <td>補助金交付申請要件</td> <td> 1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金^{（注1）}の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること。 </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>（注1）国の補助金は、<u>「千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金募集要領」に定めるものとする。</u></p>	事業の内容	次世代バス、タクシー、トラック関連設備の導入	補助金交付申請要件	1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金 ^{（注1）} の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること。
事業の内容	次世代バス、タクシー、トラック関連設備の導入								
補助金交付申請要件	1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金 ^{（注1）} の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること。								
事業の内容	次世代バス、タクシー、トラック関連設備の導入								
補助金交付申請要件	1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金 ^{（注1）} の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること。								
<p>別表第2（第3条から5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="109 932 1084 1286"> <tr> <td>事業の内容</td> <td>次世代自動車によるカーシェアリング、レンタカー及び関連設備の導入</td> </tr> <tr> <td>補助金交付申請要件</td> <td> 1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金^{（注1）}の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設を設置していること。 </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>（注1）国の補助金は、<u>経済産業省クリーンエネルギー自動車導入促進補助金</u>とする。</p>	事業の内容	次世代自動車によるカーシェアリング、レンタカー及び関連設備の導入	補助金交付申請要件	1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金 ^{（注1）} の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設を設置していること。	<p>別表第2（第3条から5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1122 932 2096 1286"> <tr> <td>事業の内容</td> <td>次世代自動車によるカーシェアリング、レンタカー及び関連設備の導入</td> </tr> <tr> <td>補助金交付申請要件</td> <td> 1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金^{（注1）}の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設を設置していること。 </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>（注1）国の補助金は、<u>「千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金募集要領」に定めるものとする。</u></p>	事業の内容	次世代自動車によるカーシェアリング、レンタカー及び関連設備の導入	補助金交付申請要件	1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金 ^{（注1）} の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設を設置していること。
事業の内容	次世代自動車によるカーシェアリング、レンタカー及び関連設備の導入								
補助金交付申請要件	1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金 ^{（注1）} の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設を設置していること。								
事業の内容	次世代自動車によるカーシェアリング、レンタカー及び関連設備の導入								
補助金交付申請要件	1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金 ^{（注1）} の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設を設置していること。								